

事 務 連 絡  
平成 23 年 12 月 28 日

保険医療機関等 様

兵庫県国民健康保険団体連合会

電子レセプト請求保険医療機関等から書面の症状詳記及び日計表で提出があった  
場合の取扱いについて（通知）

本会の業務運営につきましては、平素から格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、電子レセプト請求保険医療機関等が、合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）35 万点以上（歯科診療に係るものについては合計点数が 20 万点以上）のものに係る診療報酬の請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる情報を電子レセプトに記録して提出しなければならない旨、請求省令第 1 条第 2 項及び第 3 項に規定されています。

この取扱いにつきましては、下記の取扱いを徹底するよう厚生労働省から周知がありました。つきましては、下記のとおり取扱いますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省と日本医師会、日本歯科医師会との間で協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 取扱い

電子レセプト請求保険医療機関等が合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）35 万点以上（歯科診療に係るものについては合計点数が 20 万点以上）のものに係る診療報酬の請求を行う際に、症状詳記及び日計表のみ書面により提出された場合は、当該保険医療機関等に対して、レセプト及び書面で提出された症状詳記及び日計表を返戻いたします。

### 2 実施時期

平成 24 年 2 月請求分から

<担当>

審査事務共助指導課 審査管理係

TEL (078) 332-9527